

最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明

- 1 最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。
- 2 平成29年10月1日、長野労働局長は、長野地方最低賃金審議会の答申を受け、長野県の地域別最低賃金を最低賃金時間額795円に改定した。従前770円であった時間額を25円引き上げたことは一定の評価が出来る。
しかし、最低賃金時間額795円では、労働者の生活の安定を望むことはできない。すなわち同賃金額では、労働時間が月173時間（法定労働時間、週40時間とした場合の1か月の労働時間）とすると、月額13万7535円、年収で165万420円にしかない。
これはいわゆるワーキングプアの基準値の1つとして取り上げられる年収200万円に遠く及ばず、労働者の生活の安定が図れる水準ということとはできない。
- 3 また、最も高い東京都の最低賃金時間額958円と比して、時給で163円、月額2万8199円、年収で33万8388円の開きがある。平成29年には、東京都で時間額26円の引き上げがあったのに対し、長野県では25円の引き上げにとどまっており、賃金格差は広がっている。
このような格差を放置することは、県内から特に若者が賃金の高い都市部へ流出する結果、長野県経済の健全な発展を阻害しかねない事態を招いている。
- 4 したがって、長野地方最低賃金審議会は、県内労働者の生活の安定を図り、もって経済の健全な発展を図るために、長野県の最低賃金を大幅に引き上げる答申をすべきである。

2018（平成30）年7月9日

長野県弁護士会

会長 金子 肇